

日本透析医会通常総会資料および主な決定事項

日本透析医会通常総会が平成 23 年 5 月 15 日（日）午後 2 時からホテルマイステイズ御茶ノ水（東京）にて開催された。以下に、その際の資料（抜粋）と主な決定事項を報告する。

- (社) 日本透析医会通常総会資料
 - I 平成 22 年度事業報告書
 - II 平成 22 年度財務諸表
 - III 平成 23 年度事業計画書（案）
 - IV 平成 23 年度予算（案）
 - V 定款改定新旧対照表
 - VI 役員の報酬等及び費用に関する規定
- 平成 23 年度通常総会報告
- (社) 日本透析医会通常総会議事録
- (社) 日本透析医会役員名簿

(社) 日本透析医会通常総会資料

第1号議案

平成22年度事業報告書

第1会議

総会

1. 平成22年度通常総会

- 平成22年5月16日 第1号議案 平成21年度事業報告及び財務諸表の承認を求める件
第2号議案 平成22年度事業計画及び予算の承認を求める件
第3号議案 その他

理事会

1. 平成22年5月16日

通常総会付議事項

- 第1号議案 平成21年度事業報告及び財務諸表の承認を求める件
第2号議案 平成22年度事業計画及び予算の承認を求める件
第3号議案 その他

常任理事会

1. 平成22年4月23日

協議事項

- (1) 日本透析医会の事業等について

報告事項

- (1) 平成21年度決算について
(2) その他

2. 平成22年5月16日

協議事項

- (1) 通常理事会及び通常総会に付議する議案等の審議について
(2) 災害時情報ネットワーク本部と副本部の役割交替（要請）について
(3) その他

3. 平成22年6月25日

協議事項

- (1) 透析医療の包括的指示事項等について

報告事項

- (1) レセプト分析調査について
(2) 委員会報告
 広報委員会
(3) その他

4. 平成 22 年 7 月 23 日

協議事項

- (1) 公募研究助成に関するパンフレットの作成について
- (2) HIV 感染患者透析医療ガイドラインの発刊等について
- (3) 透析医療に関するグランドデザイン作成に向けた検討会の設置について

報告事項

- (1) HIV 感染患者透析医療ガイドライン策定グループの議事報告について
- (2) 太田和夫理事 7 月 20 日に逝去

5. 平成 22 年 9 月 17 日

報告事項

- (1) 委員会報告
合併症対策委員会
透析医療におけるチーム医療に関する検討会
透析医療に関するグランドデザイン作成に向けた検討会
- (2) 労災保険における HIV 感染症の取扱いについて
- (3) 公益法人移行認定申請について

その他

- (1) 山崎会長からの指示事項

6. 平成 22 年 10 月 22 日

協議事項

- (1) 透析医療における職業別業務分担に関するアンケート調査について
- (2) レセプト分析調査（中間報告）について
- (3) 研究助成審査委員会について

報告事項

- (1) 平成 22 年度中間決算について
- (2) 委員会報告
広報委員会
研修委員会
透析医療に関するグランドデザイン作成に向けた検討会
- (3) その他
平澤由平名誉会長 10 月 3 日に逝去
その他

7. 平成 22 年 11 月 26 日

協議事項

- (1) 第 24 回日本透析医会シンポジウム（福岡開催）について
- (2) 平成 23 年度支部長会議及び保険審査委員懇談会、災害情報ネットワーク会議の開催について
- (3) 医薬品の推薦依頼について

報告事項

- (1) 平成 22 年度レセプト分析調査の中間報告等について
- (2) 平成 22 年度公募研究助成の審査結果について
- (3) 職業別業務分担に関するアンケート調査の回収状況について
- (4) 医会雑誌のカラー化について

- (5) 厚生労働省保険局保険課からの資料提供依頼について

その他

- (1) 平成 22 年度公募研究助成金の交付決定等について

8. 平成 22 年 12 月 17 日

協議事項

- (1) 平成 23 年度支部長会議及び保険審査委員懇談会、災害情報ネットワーク会議の開催について

報告事項

- (1) 平成 22 年度レセプト分析調査の最終報告等について
(2) 職業別業務分担に関するアンケート調査の回収状況について
(3) 委員会報告
 グラウンドデザイン作成に向けた検討会
(4) その他

9. 平成 23 年 1 月 28 日

協議事項

- (1) 医療機器の不具合等報告の症例公表及び活用について
(2) 公益法人移行認定申請書関係について
(3) その他

報告事項

- (1) 職業別業務分担に関するアンケート調査の集計結果について
(2) 委員会報告
 災害時透析医療対策部会
(3) その他
 鈴木満 前専務理事 12 月 23 日に逝去

10. 平成 23 年 2 月 25 日

協議事項

- (1) 次期（2012 年）診療報酬改定要望等の打合せについて
(2) その他

報告事項

- (1) 平成 22 年度仮決算について
(2) 委員会報告
 広報委員会
(3) HCV ガイドラインワーキンググループ委員会（日本透析医学会）について
(4) 公益法人移行認定申請書関係について
(5) その他

11. 平成 23 年 3 月 11 日

協議事項

- (1) 次期診療報酬改定に関する提示資料（案）について
(2) 平成 23 年度事業計画及び予算について
(3) 平成 23 年度通常理事会及び通常総会資料について

報告事項

- (1) 委員会報告

研修委員会

- (2) 公益法人移行認定申請書関係について

第2 委員会

平成 22 年度委員会開催状況

(平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

委 員 会	開催年月日	備 考
1. 適正透析療法委員会 (1) 適正透析導入部会 (2) 維持透析療法部会 (3) 適正透析普及部会 (4) 適正医療経済部会 透析医療費実態調査 透析医療に関するグラウンド デザイン作成に向けた検討会 (5) 医療廃棄物対策部会 (6) 在宅血液透析部会 (7) 医療制度検討部会	平成 22 年 06 月 19 日 平成 22 年 06 月 19 日 平成 22 年 07 月 02 日 (平成 22 年 10 月 22 日) (平成 22 年 12 月 17 日) 平成 22 年 08 月 20 日 平成 22 年 10 月 02 日 平成 22 年 11 月 26 日 平成 23 年 03 月 11 日 平成 22 年 07 月 26 日 (平成 22 年 10 月 22 日) (平成 23 年 01 月 28 日)	支部長会議 保険審査医員懇談会 レセプト分析調査 常任理事会で関連事項協議 〃 透析医療におけるチーム医療検討会 常任理事会で関連事項協議 〃
2. 医療安全対策委員会 (1) 災害時透析医療対策部会 (2) 感染対策部会 (3) 医療事故対策部会	平成 22 年 06 月 19 日 平成 23 年 01 月 14 日 平成 22 年 05 月 11 日 平成 22 年 07 月 20 日	災害情報ネットワーク会議 対策部会会議 HIV 感染患者透析医療ガイドライン策定グループ会議 〃
3. 合併症対策委員会	平成 22 年 07 月 26 日	
4. 腎移植普及推進委員会		
5. 腎不全予防医学調査研究委員会		
6. 研修委員会	平成 22 年 10 月 03 日 平成 23 年 03 月 06 日	
7. 広報委員会	平成 22 年 06 月 11 日 平成 22 年 10 月 01 日 平成 23 年 02 月 04 日	
8. 情報管理委員会		常任理事会で関連事項協議
9. 内規委員会		
10. 倫理委員会		
11. 研究助成審査委員会	平成 22 年 11 月 15 日	公募研究

平成 22 年度委員会報告

1. 適正透析療法委員会

(1) 適正透析導入部会

愛知県透析医学会の透析療法審査活動に助成した。当該審査結果に基づく実態報告については、日本透析医学会雑誌に掲載する。

(2) 適正透析普及部会

6月19日、支部長会議を開催した。21年度診療報酬改定に関する要望活動の報告、次期改定に向けた要望事項、同報メールの活用、研究助成の拡大と充実、保険指導の情報と問題点等々、会長からの詳細な説明に続き関連事項の質疑応答が行われた。

(3) 適正医療経済部会

1) 6月19日、第15回透析保険審査委員懇談会を開催した。検討事項で基本診療科、医学管理等、在宅医療、検査、投薬・注射、処置、手術の診療行為別に討論を行った。また、事前にアンケートを実施し検討事項(67件)、要望事項等(84件)の回答をいただいた。詳細な報告については、日本透析医学会雑誌(Vol. 25-3)に掲載した。

2) 透析医療費の定点調査について、全国の病院及び診療所(208施設)に協力をいただき、平成22年6月分外来透析レセプトの集計分析を実施した。調査結果の速報版は医会HPに掲載し、詳細版は23年度の日本透析医学会雑誌(Vol. 26-1)に掲載する。

3) 透析医療のグランドデザイン作成検討会(平成22年度4回開催)

透析医療機関の経営を維持しながら透析の質が確保できるための政策提言を行うことと、将来的に良質で効率的な透析医療の提供体制が確保できるよう、会員施設に提示すべく「透析医療のグランドデザイン」の作成に向けて鋭意検討を重ねた。

(4) 医療制度検討部会

厚生労働省「チーム医療推進」の動きに関連して、透析医療におけるチーム医療の検討会を開き、透析医療の職業別業務分担調査を実施した(22年11月～23年1月)。調査結果は23年度の日本透析医学会雑誌に掲載する。

2. 医療安全対策委員会

(1) 災害時透析医療対策部会

1) 6月19日、第11回災害情報ネットワーク会議が58名の参加を得て開催された。情報ネットワーク各支部からの年次報告、情報ネットワーク本部から平成21年度の活動報告と平成22年度活動計画の説明等が行われた。会議の詳細は、日本透析医学会雑誌(Vol. 25-3)に掲載した。

2) 災害時活動

• 4月1日より、地震発生時における情報収集活動開始の震度を、震度5以上から震度5強以上に変更した。

平成23年3月11日(14時46分頃)、東北地方太平洋沖地震発生震度7(M9.0)。翌12日から医会事務局に災害対策本部を設置、災害情報ネットワークによる情報提供を主体に災害復旧の支援活動を展開した。

災害情報ネットワークへの登録施設数は2,400件を超え、全登録情報数は5,000件に及んだ。

その他の災害時情報活動等は以下の通り。

- 奄美地方で集中豪雨(10月21日～27日)患者の通院が一時困難との情報
- 新潟県豪雪(23年2月1日)災害救助法適用情報
- 新潟中越地方で震度6弱の地震(23年3月12日3時59分・4時32分・5時42分)

- 福島県沖で震度 6 強の地震 (23 年 3 月 15 日 22 時 28 分)
- 静岡県東部で震度 6 強の地震 (23 年 3 月 15 日 22 時 31 分)
- 茨城県北部で震度 5 強の地震 (23 年 3 月 19 日 18 時 56 分)
- 福島県で震度 5 強の地震 (23 年 3 月 23 日 17 時 12 分・18 時 55 分)

3) 9 月 1 日 第 11 回災害時情報伝達訓練を行った。40 都道府県 1,180 施設が参加し、参加施設数は過去最高となった。

北海道 = 6	青森 = 18	岩手 = 1	宮城 = 8	福島 = 26	茨城 = 17
栃木 = 39	埼玉 = 5	千葉 = 93	東京 = 98	神奈川 = 59	新潟 = 5
富山 = 37	石川 = 20	山梨 = 29	長野 = 56	静岡 = 27	愛知 = 80
三重 = 3	滋賀 = 1	京都 = 3	大阪 = 101	兵庫 = 42	奈良 = 3
和歌山 = 4	鳥取 = 11	島根 = 8	岡山 = 62	広島 = 25	山口 = 18
徳島 = 23	香川 = 5	愛媛 = 1	高知 = 35	福岡 = 70	長崎 = 12
熊本 = 91	大分 = 3	宮崎 = 1	鹿児島 = 34		

また、イリジウム通話訓練には本部へ 10 施設、副本部へ 8 施設が参加し、電子メール通信訓練には 11 施設が参加した。

4) 23 年 1 月 14 日に災害時透析医療対策部会会議を開催。災害時医療支援船事業等について、今後の方向性及び体制等の検討を始めた。

5) 情報システム・メーリングリスト保守管理

- 「透析医療災害対策メーリングリスト」taisaku_ml 登録アドレス数：131
- 「災害情報ネットワークメーリングリスト」joho_ml 登録アドレス数：652

6) 災害情報ネット専用サーバーの更新・管理

- 8 月 13 日、アクセス不良の頻発により、サーバーを別会社製に切り換えた。
- 12 月 1 日、緊急地震速報と連動した自動メール送信システムの運用を開始した。

(2) 感染対策部会 (平成 22 年度 2 回開催)

厚生労働省疾病対策課の依頼 (平成 21 年 12 月) に基づく透析施設における HIV 感染患者の対応に関して、ガイドライン策定グループを設け年度を跨ぎ協議を重ねた。

平成 22 年 10 月に「HIV 感染患者透析医療ガイドライン」を作成、日本透析医会雑誌 (Vol. 25-No. 3) に掲載するとともに当該小冊子を作成し、同年 11 月に会員宛送付した。

3. 合併症対策委員会

透析患者の合併症とその対策 No. 20 「透析患者の皮膚疾患」の刊行等について検討、平成 23 年 3 月に発刊し会員への送付に併せ医会 HP 「出版物」に掲載した。

4. 腎移植普及推進委員会

平成 22 年度臓器移植普及推進月間を主催し、臓器移植推進国民大会を後援した。

社団法人日本臓器移植ネットワークの運営事業に助成し、腎移植の普及推進に協力した。

5. 研修委員会 (平成 22 年度 2 回開催)

(1) 各県透析医会等の学術研究に助成した。

1) 奈良県透析医会

研究課題：高齢者の腎移植—奈良県における高齢透析患者の腎移植に対する考え—

2) 長野県透析医会

研究課題：透析患者における血中ホモシステイン濃度と透析療法および栄養療法の検討

3) 広島県透析連絡協議会

研究課題：血液透析患者における肝炎ウイルス感染率と生命予後

(2) 支部（各県透析医学会等）が開催した研修会・講演会に助成した。

支部（医学会等）名	会 場	開催年月日
広島県透析連絡協議会	リーガロイヤルホテル広島	平成 22 年 04 月 10 日
富山県支部	名鉄トヤマホテル	平成 22 年 04 月 25 日
青森県透析医学会	弘前文化センター	平成 22 年 06 月 06 日
鹿児島県透析医学会	城山観光ホテル	平成 22 年 07 月 17 日
大阪透析医学会	ホテル日航大阪	平成 22 年 08 月 07 日
北海道透析医学会	札幌全日空ホテル	平成 22 年 08 月 21 日
愛知県透析医学会	名古屋国際ホテル	平成 22 年 11 月 28 日
宮城県支部	フォレスト仙台	平成 22 年 12 月 05 日

(3) 第 23 回（社）日本透析医学会シンポジウム「透析液を再考する」を開催，179 名が参加した。

日 時：平成 22 年 10 月 3 日（日） 午前 9 時 00 分～午後 4 時 10 分

場 所：品川コクヨホール

講演者：中山昌明（福島県立医科大学腎臓高血圧内科），他 5 名

(4) （社）日本透析医学会研修セミナーを開催し 188 名が参加した。

透析医療における Current Topics 2011「主題：日常透析が抱える諸問題」

日 時：平成 23 年 3 月 6 日（日） 午前 9 時～午後 4 時 10 分

場 所：品川コクヨホール

講演者：中本雅彦（済生会八幡総合病院 腎センター），他 5 名

(5) 平成 23 年度の第 24 回シンポジウムは平成 23 年 10 月 23 日（日）アクロス福岡イベントホールで初の地方開催が決定しており，講演内容は医学会 HP に掲載する。

また，研修セミナーは平成 24 年 5 月 20 日（日）東京にて開催が決定された。

6. 広報委員会（平成 22 年度 3 回開催）

日本透析医学会雑誌発刊にかかる企画・編集等を討議し，22 年度は Vol. 25-No. 1～No. 3 の 3 巻を発行した。各号の掲載題名は以下のとおりである。

(1) 医学会雑誌 Vol. 25 No. 1 発刊

- 1) ポスト「医療崩壊」の医療提供システム
- 2) 日本における維持透析の現状と課題
- 3) 透析導入の実態と課題—有病でも息災の透析患者の輩出を求めて—
- 4) 在宅血液透析の形態：現況と課題
- 5) 合併症 1：骨・関節障害
- 6) 合併症 2：心疾患
- 7) 医療経済から見た透析療法
- 8) 透析医の育成
- 9) 臓器移植法改正後の問題点—腎移植は増えるか！—
- 10) 末期腎不全患者の終末期を透析医はどう捉えているか—北海道のアンケート調査結果とその分析—
- 11) 第 13 回透析医療費実態調査報告
- 12) 平成 20 年度千葉県における透析医療機関の感染性廃棄物の現状に関するアンケート調査（第 7 報）

- 13) 6時間透析における生存率—20年間の経験から
- 14) エビデンスに基づく頻回透析・長時間透析の必要性
- 15) 慢性腎臓病診療におけるクリニカルパスの実際
- 16) 透析合併末梢動脈疾患患者の予後とその治療戦略
- 17) ESA投与中止後にもオーバーシュートして上昇する Hb/Ht 値
- 18) 高齢維持透析患者人口は一般人口より長生きする？
- 19) 透析患者における運動
- 20) 末梢動脈疾患の診断および治療—循環器内科からのアプローチ—
- 21) 重症下肢虚血に対する外科的血行再建術と保存的療法
- 22) フットケアでよく見る爪疾患の治療
- 23) 療養生活における透析患者と家族間の意見の対立と調整
- 24) 透析医のひとりごと
「透析医療の輝きは？」〈福島県〉
「未来」について〈長崎県〉
- 25) 支部だより〈北海道・京都府〉

(2) 医会雑誌 Vol. 25 No. 2 発刊

- 1) 変動する日本社会
- 2) 改正臓器移植法のもとでの腎移植の今後の課題と展望
- 3) 認知症の診断とマネジメント
- 4) 認知症患者への透析療法—倫理面からの小考察—
- 5) 透析患者に対する新型インフルエンザ対策
- 6) 透析患者の C 型ウイルス肝炎治療
- 7) 医療・日本崩壊, 再生の処方箋
- 8) 平成 22 年度診療報酬改定と評価
- 9) 日本における HIV 感染症の現状
- 10) 血管内留置カテーテルの合併症
- 11) 末期腎不全の国際比較—2009 USRDS Annual Date Report から, 特に腹膜透析の普及に関する考察—
- 12) 血管石灰化の機序: エラスチン分解の関与
- 13) 透析患者の抗ヘルペスウイルス療法の実際
- 14) 統合医療からみた透析医療の量と質の問題
- 15) わが国の腎性貧血治療ガイドラインと CHOIR, CREATE, TREAT 試験
- 16) 透析医療に従事する看護師の現状と将来
- 17) 過疎地域の透析医療—現状と対策—
- 18) 日本透析医会通常総会資料および主な決定事項
- 19) ふうてんの寅さんが透析患者になったら—家族精神医学の立場で考える—
- 20) 鉄の困り込みを考慮した腎性貧血治療の必要性
- 21) 携帯電話による災害時情報の収集と新しい情報共有・連携手段の構築
- 22) 透析医のひとりごと
廃棄物雑感〈千葉県〉
私の見た米国と日本の透析療法〈大阪府〉
- 23) 支部だより〈宮城県・石川県・広島県〉

(3) 医会雑誌 Vol. 25 No. 3 発刊

- 1) わが国の情報管理の杜撰さを憂いつつも、インフルエンザ対策を怠るな
- 2) 平澤先生 長い間有難うございました
- 3) HIV 感染患者透析医療ガイドライン
- 4) ヘモグロビン変動とその臨床的意義
- 5) 第 15 回透析保険審査委員懇談会報告
- 6) 政権交代と民主党の医療政策
- 7) 小規模透析施設における危機—透析難民の発生—
- 8) 第 11 回災害情報ネットワーク会議および情報伝達訓練実施報告
- 9) 透析医療における事故と省力化（自動化）の安全管理
- 10) 透析療法と医療訴訟
- 11) 日本における透析患者の新型インフルエンザ感染の状況について
- 12) 医療者と透析患者の家族との関係—日本透析医学会のアンケート調査結果とその分析—
- 13) 医療チームによる透析非導入判断を透析医・看護師はどう捉えているか—新潟県内透析施設へのアンケート調査から—
- 14) 腎臓病総合レジストリーの構築と応用—登録解析による臨床病理学的研究—
- 15) AKI 診療ガイドラインの現況と今後の展望
- 16) アクセス手術における杉田クリップの応用
- 17) 維持透析患者のレストレスレッグス症候群に対する診断と治療
- 18) 高齢者の透析療法選択と PD ラスト
- 19) 透析患者の不眠—背景と対策—
- 20) 長期留置型カテーテルの使用状況と課題
- 21) 新しい腎不全治療技術
- 22) 透析患者の C 型ウイルス肝炎
- 23) 平成 22 年診療報酬改定と今後の透析医療
- 24) 腎性貧血管理の進歩
- 25) 糖尿病透析患者の治療管理目標—腎機能正常糖尿病患者との大きな違い—
- 26) ラット腹膜線維化モデルにおける間葉系幹細胞による線維化抑制効果の検討
- 27) 閉経後女性透析患者における血清テストステロン値と動脈硬化の関連についての検討
- 28) 岡山県の血液透析患者の通院に関する実態調査
- 29) 3.0 mEq/L から 2.5 mEq/L へ透析液カルシウム濃度変更による血液透析患者の腹部大動脈石灰化進行への影響
- 30) 腹膜透析患者において、ダルベポエチンアルファ使用による貧血改善が心血管病の発病・進展予防に与える影響についての検討
- 31) 腎保護療法のデータベース作成における基盤整備に関する研究（その 3）
- 32) 災害時医療支援船構想—西日本プロジェクト—
- 33) 透析医のひとりごと
プラセボ効果〈新潟県〉
高知県透析医学会会長に就任して〈高知県〉
新型インフルエンザ雑感〈福岡県〉
- 34) 支部だより〈静岡県・大阪府〉

7. 研究助成審査委員会

公募研究助成申請 27 件について厳正なる審査が行われ、以下のとおり 14 件が採択された。

課 題 名	申請者	申請者の所属機関
男性透析患者におけるファブリー病のスクリーニング	丸山弘樹	新潟大学大学院医歯学総合研究科 腎医学医療センター
成人ステロイド依存症, 抵抗性ネフローゼ症候群に対する リツキシマブ少量単回投与の治療効果に関する検討	宇田 晋	独立行政法人労働者健康福祉機構 関東労災病院腎臓内科
糖尿病性腎症の腹膜透析における腹膜劣化メカニズムの解明	杉山 斉	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 慢性腎臓病対策腎不全治療学
血管石灰化退縮治療の確立	徳本正憲	福岡歯科大学総合医学講座内科学分野
腹膜透析患者における残存腎機能, 腹膜機能低下に対する L-cysteine (システイン) の予防効果	辻 明	防衛医科大学病院輸血・血液浄化療法部
重度の二次性副甲状腺機能亢進症に対する副甲状腺摘出術 における術前 $^{99m}\text{Tc-MIBI}$ シンチグラフィの費用効果分析	駒場大峰	東海大学医学部腎内分泌代謝内科
慢性腎臓病 (CKD) における造影剤腎症予防に関する研究	潮木保幸	福井県済生会病院血液浄化センター
マウス腹膜線維症モデルにおける (-)-エピガロカテキン ガレートの線維化抑制効果について	北村峰昭	長崎大学大学院医歯薬総合研究科 腎臓内科
二次性副甲状腺機能亢進症に対するビタミンD治療・シナ カルセト治療が酸化ストレスおよび血管内皮機能に及ぼす 影響についての検討	田中元子	松下会あけぼのクリニック
透析患者における蛋白結合性尿毒症毒素に関する研究	丹羽利充	名古屋大学大学院医学系研究科尿毒症 症病態代謝学
HIV 陽性患者の腎機能予後に関する研究	日ノ下文彦	国立国際医療研究センター腎臓内科/ 人工透析室
腎不全における小胞体ストレスの病態生理学的意義の解明	稲城玲子	東京大学医学部附属病院腎臓内分泌 内科
消毒による損傷菌回復を目的とした透析液培養専用試薬の 開発	大藪英一	越谷大袋クリニック内科
透析液エンドトキシン濃度の超高感度測定法による検討	中澤了一	水戸中央クリニック腎臓内科

平成 22 年度財務諸表

1. 貸借対照表（平成 23 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

勘定科目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現預金			
現金	33,939	27,262	6,677
ゆうちょ銀行	973,599	536,479	437,120
りそな銀行 1458648(H22. 8. 31 解約)	0	3,346	△ 3,346
りそな銀行 1455768	34,746,374	3,497,970	31,248,404
りそな銀行 0984222	1,145,796	1,186,098	△ 40,302
りそな銀行 0960156	0	0	0
りそな銀行 1557092(H22. 8. 31 解約)	0	17	△ 17
みずほ銀行	283	343,552	△ 343,269
三井住友銀行	170,134	684,837	△ 514,703
三菱東京 UFJ 銀行	7,168,784	8,343,397	△ 1,174,613
三菱東京 UFJ 銀行定期預金	30,015,499	30,003,493	12,006
現預金合計	74,254,408	44,626,451	29,627,957
(2) その他流動資産			
仮払金	0	109,000	△ 109,000
その他流動資産合計	0	109,000	△ 109,000
流動資産合計	74,254,408	44,735,451	29,518,957
2. 固定資産			
(1) 基金			
研究助成事業基金普通預金	202,004,889	202,004,889	0
基金合計	202,004,889	202,004,889	0
(2) その他固定資産			
電話加入権	563,372	563,372	0
淡路建物ビル保証金	6,300,000	6,300,000	0
警備保証金	50,000	50,000	0
退職給与引当預金	2,057,160	1,549,688	507,472
その他固定資産合計	8,970,532	8,463,060	507,472
固定資産合計	210,975,421	210,467,949	507,472
資産合計	285,229,829	255,203,400	30,026,429
II 負債の部			
1. 流動負債			
会費預り金	10,000	10,000	0
所得税預り金	326,235	343,505	△ 17,270
健康保険預り金	52,885	40,330	12,555
厚生年金預り金	96,349	69,097	27,252
災害(東日本大震災)支援預り金	31,247,395	0	31,247,395
流動負債合計	31,732,864	462,932	31,269,932
2. 固定負債			
退職給与引当金	2,057,160	1,549,688	507,472
固定負債合計	2,057,160	1,549,688	507,472
負債合計	33,790,024	2,012,620	31,777,404
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	251,439,805	253,190,780	△ 1,750,975
正味財産合計	251,439,805	253,190,780	△ 1,750,975
負債及び正味財産合計	285,229,829	255,203,400	30,026,429

2. 正味財産増減計算書（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

（単位：円）

勘定科目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取入会金			
受取入会金	360,000	360,000	0
受取入会金計	360,000	360,000	0
② 受取会費			
受取会費	90,260,000	89,210,000	1,050,000
受取会費計	90,260,000	89,210,000	1,050,000
③ 受取寄付金			
受取寄付金	28,250,000	61,254,000	△ 33,004,000
受取参加費	367,000	273,000	94,000
受取寄付金計	28,617,000	61,527,000	△ 32,910,000
④ 雑収益			
受取利息	23,375	148,349	△ 124,974
雑収益計	23,375	148,349	△ 124,974
経常収益計	119,260,375	151,245,349	△ 31,984,974
(2) 経常費用			
① 事業費			
適正透析導入部会	713,400	636,041	77,359
適正透析普及部会	1,125,168	1,778,545	△ 653,377
在宅血液透析部会	0	260,802	△ 260,802
合併症対策委員会	4,200,609	3,672,027	528,582
グラウンドデザイン作成検討会	1,836,283	13,223,344	△ 11,387,061
適正医療経済部会	11,787,016	9,376,958	2,410,058
医療制度検討部会	1,029,035	0	1,029,035
広報委員会	17,457,159	12,482,085	4,975,074
腎移植普及推進委員会	7,276,670	6,487,622	789,048
研修委員会	13,718,276	9,124,408	4,593,868
学会・研究助成審査委員会	34,977,377	59,792,973	△ 24,815,596
学会・研究助成交付審査委員会	0	4,910	△ 4,910
災害時透析医療対策部会	9,272,600	3,796,800	5,475,800
感染対策部会	2,105,349	525,116	1,580,233
事業費計	105,498,942	121,161,631	△ 15,662,689
② 管理費			
給与手当	7,757,367	12,545,247	△ 4,787,880
旅費交通費	984,690	445,735	538,955
会議費	0	6,000	△ 6,000
福利厚生費	35,578	37,253	△ 1,675
印刷製本費	133,529	165,375	△ 31,846
通信運搬費	167,007	383,769	△ 216,762
事務・消耗品費	747,012	1,649,165	△ 902,153
委託費	606,450	1,262,445	△ 655,995
報酬	1,200,000	600,000	600,000
水道光熱費	133,495	177,930	△ 44,435
家賃	1,399,846	2,493,978	△ 1,094,132
諸会費	72,981	143,897	△ 70,916
租税公課	2,000	2,000	0
慶弔費	57,000	48,900	8,100

(単位：円)

勘定科目	当年度	前年度	増 減
雑費	165,053	212,687	△ 47,634
常任理事会費	978,693	290,120	688,573
総会・理事会費	471,973	1,018,990	△ 547,017
本部災害対策費	210,423	0	210,423
ホームページ管理費	237,069	378,000	△ 140,931
退職給付費用	152,242	719,535	△ 567,293
管理費計	15,512,408	22,581,026	△ 7,068,618
経常費用計	121,011,350	143,742,657	△ 22,731,307
当期経常増減額	△ 1,750,975	7,502,692	△ 9,253,667
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
計上外収益計			
(2) 経常外費用			
計上外費用計			
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,750,975	7,502,692	△ 9,253,667
一般正味財産期首残高	253,190,780	245,688,088	7,502,692
一般正味財産期末残高	251,439,805	253,190,780	△ 1,750,975
Ⅱ 正味財産期末残高	251,439,805	253,190,780	△ 1,750,975

3. 財務諸表に対する注記

(1) 重要な会計方針

1) 退職引当金の計上基準

期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上することとしている。

2) リース取り引きの処理

リース契約により使用している重要な固定資産としては、コピー機、コンピューター、コンピューター関連ネットワーク機器等があります。

(2) 固定資産の増減額及びその残高

研究助成事業基金普通預金及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金				
研究助成事業基金普通預金	202,004,889	0	0	202,004,889
小 計	202,004,889	0	0	202,004,889
その他固定資産				
電話加入権	563,372	0	0	563,372
淡路建物ビル保証金	6,300,000	0	0	6,300,000
警備保証金	50,000	0	0	50,000
退職給付引当金	1,549,688	507,472	0	2,057,160
小 計	8,463,060	507,472	0	8,970,532
合 計	210,467,949	507,472	0	210,975,421

(3) 固定資産の財源等の内訳

基金及びその他の固定資産の財源などの内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの 充当額)	(うち一般正味財産からの 充当額)	(うち負債に 対応する額)
基金				
研究助成事業基金普通預金	202,004,889			
小 計	202,004,889			
その他の固定資産				
電話加入権	563,372			
淡路建物ビル保証金	6,300,000			
警備保証金	50,000			
退職給付引当預金	2,057,160		(507,472)	(507,472)
小 計	8,970,532		(507,472)	(507,472)
合 計	210,975,421		(507,472)	(507,472)

(4) 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期増加額	当期減少額	当期末 残高	貸借対照表上の 記載区分
学会						
第55回日本透析医学会学術集会	川西 秀樹	0	4,750,000	4,750,000	0	
研究助成						
男性透析患者におけるファブリー病のスクリーニング	丸山 弘樹	0	750,000	750,000	0	
成人ステロイド依存症、抵抗性ネフローゼ症候群に対するリツキシマブ少量単回投与の治療効果に関する検討	宇田 晋	0	1,950,000	1,950,000	0	
糖尿病性腎症の腹膜透析における腹膜劣化メカニズムの解明	杉山 斉	0	2,000,000	2,000,000	0	
血管石灰化退縮治療の確立	徳本 正憲	0	2,100,000	2,100,000	0	
腹膜透析患者における残存腎機能、腹膜機能低下に対するL-cysteine（システイン）の予防効果	辻 明	0	2,000,000	2,000,000	0	
重度の二次性副甲状腺機能亢進症に対する副甲状腺摘出術における術前 ^{99m} Tc-MIBIシンチグラフィの費用効果分析	駒場 大峰	0	700,000	700,000	0	
慢性腎臓病（CKD）における造影剤腎症予防に関する研究	潮木 保幸	0	1,240,000	1,240,000	0	
マウス腹膜線維症モデルにおける（-）-エピガロカテキンガレート（EGCG）の線維化抑制効果について	北村 峰昭	0	1,900,000	1,900,000	0	
二次性副甲状腺機能亢進症に対するビタミンD治療・シナカルセト治療が酸化ストレスおよび血管内皮機能に及ぼす影響についての検討	田中 元子	0	1,000,000	1,000,000	0	
透析患者における蛋白結合性尿毒症毒素に関する研究	丹羽 利充	0	1,200,000	1,200,000	0	
HIV陽性患者の腎機能予後に関する研究	日ノ下文彦	0	1,800,000	1,800,000	0	
腎不全における小胞体ストレスの病態生理学的意義の解明	稲城 玲子	0	1,800,000	1,800,000	0	
消毒による損傷菌回復を目的とした透析液培養専用試薬の開発	大藪 英一	0	1,000,000	1,000,000	0	
透析液エンドトキシン濃度の超高感度測定法による検討	中澤 了一	0	1,560,000	1,560,000	0	
合 計			25,750,000	25,750,000	0	

4. 財産目録（平成22年3月31日現在）

（単位：円）

勘定科目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現預金			
現金	33,939		
ゆうちょ銀行	973,599		
りそな銀行 1455768	34,746,374		
りそな銀行 0984222	1,145,796		
りそな銀行 0960156	0		
みずほ銀行	283		
三井住友銀行	170,134		
三菱東京 UFJ 銀行 4515871	7,168,784		
三菱東京 UFJ 銀行定期預金	30,015,499		
現預金合計	74,254,408		
(2) その他流動資産			
仮払金	0		
その他流動資産合計	0		
流動資産合計		74,254,408	
2. 固定資産			
(1) 基金			
研究助成事業基金普通預金	202,004,889		
基金合計	202,004,889		
(2) その他固定資産			
電話加入権	563,372		
淡路建物ビル保証金	6,300,000		
警備保証金	50,000		
退職給与引当預金	2,057,160		
その他固定資産合計	8,970,532		
固定資産合計		210,975,421	
資産合計			285,229,829
II 負債の部			
1. 流動負債			
会費預り金	10,000		
所得税預り金	326,235		
健康保険預り金	52,885		
厚生年金預り金	96,349		
災害(東日本大震災)支援預り金	31,247,395		
流動負債合計		31,732,864	
2. 固定負債			
退職給与引当金	2,057,160		
固定負債合計		2,057,160	
負債合計			33,790,024
正味財産			251,439,805

監 査 報 告 書

社団法人日本透析医会の平成22年度決算報告につき慎重に監査した結果妥当なものと認めます。

平成23年4月15日

社団法人 日 本 透 析 医 会

監事 今 忠正 

監事 伊原 美好 

社団法人 日 本 透 析 医 会
会 長 山 崎 親 雄 殿

第2号議案

平成23年度事業計画書（案）

事業計画の概要

日本透析医会は、昭和62年7月に社団法人として設立されて以来、本年7月で満24年を迎える。法人設立後現在に至るまで一貫して適正な人工透析療法の質的向上と標準化を目的とした調査・研究を重ね、その成果を会員は元より医療関係者、透析患者に広く周知すべく医会雑誌・マニュアル・ガイドライン（小冊子）の発行や、ホームページ等を通じて努力してきたところである。また、腎移植普及推進への協力や人工透析療法に従事する医療関係者への教育研修、医療安全対策、腎不全医療を推進するための学術研究に対する助成等に取り組んできている。

同時に、災害時における国、地方公共団体等が行う腎不全医療に関する安全対策に協力してきている。とりわけ災害時における透析医療機関、透析患者の状況把握、並びに水、医薬品等の確保のための情報収集に必要な「災害情報ネットワーク」の拡充・運用と、災害時情報伝達訓練の実施により万全の体制整備に努力してきている。

平成23年度においては、公益社団法人への移行認定申請を実施することとし、今年度中の認定取得を目指すとともに、当医会の設立目的に基づき下記事業の遂行に取り組むこととする。

1. 透析医療の適正化に関する調査研究事業

(1) 適正な透析療法の事例検討及び透析療法の質的向上と標準化を目的とする調査・研究

《適正透析医療普及推進委員会》[委員会のもとに5部会を置く]

- 1) 適正透析導入部会
適正な導入時期に関する調査・研究
- 2) 維持透析療法部会
適正な維持透析療法に関する調査・研究
- 3) 適正透析普及部会
適正な透析療法の普及推進を行う
- 4) 医療廃棄物対策部会
医療廃棄物対策に関する調査・研究
- 5) 在宅血液透析部会
在宅血液透析に関する透析施設の意識調査・研究

(2) 透析医療の現状を踏まえ、将来的に良質で効率的な透析医療提供体制の確保に向けた調査・研究

《透析医療に関するグランドデザイン作成に向けた検討会》

- 1) 透析医療機関の経営環境の分析と予測
- 2) 透析提供体制の分析と予測
- 3) 高齢化による社会的入院、送迎・介護保険との問題と将来予測
- 4) 透析の質とQIの構築、情報公開について

(3) 適正な透析医療経済に関する調査・研究

《適正医療経済・制度調査研究委員会》

- 1) レセプト（診療報酬明細書）分析
- 2) 施設機能評価の調査・研究

- 3) 医療制度における透析医療との関連に関する調査・研究
2. 適正な人工透析療法の普及（広報活動及び刊行物の発行）事業
《広報委員会》
 - 1) 機関誌（医会雑誌）年3回（4月，8月，12月）発行
 - 2) 誌面の充実（掲載記事，タイムリーな掲載，カラー化など）
3. 腎臓病（腎移植普及を含む）対策事業
《CKD（慢性腎臓病）対策委員会》
 - 1) 関係団体への協力事業
（社団法人日本臓器移植ネットワークとの連携協力）
 - 2) 臓器移植普及推進月間・臓器移植推進国民大会への協力
 - 3) 会員に対する腎移植の啓発・教育
（脳死問題を含む講演会及び腎移植広報活動等）
 - 4) 患者に対する腎移植推進
（会員の日常業務として，地区患者を対象とする推進協力）
4. 人工透析療法に関する医療従事者の教育研修事業
《研修委員会》
 - 1) 透析医療従事者教育研修会の開催
 - 2) 関係学会・団体との教育研修協力
 - 3) 地域医療システム確立のための都道府県単位で開催される研修会等の支援
5. 公募研究助成事業
《研究助成審査委員会》
 - 1) 人工透析療法の安全性及び有効性の向上並びに腎不全医療を推進するための学術研究に対する助成
 - 2) 平成22年度は，公募の結果，27件の申請，うち14件に助成
 - 3) 公募（リーフレット作成，ホームページ掲載，業界紙掲載依頼）による助成事業の充実，拡大
6. 災害時における国，地方公共団体等が行う腎不全医療に関する安全対策への協力事業
《災害時透析医療対策委員会》
 - (1) 厚生労働省防災業務計画に基づく災害時協力体制整備
 - (2) 災害時における救急透析医療システムの構築・確立
 - 1) 災害時支援人材派遣（DR，CE，Nrs）システムの構築
 - 2) 災害時情報伝達活動：地震にあつては震度5強以上で活動開始
 - 3) 第12回情報伝達訓練
 - 4) 「災害情報ネットワーク」専用サーバーの管理
 - 5) 「災害情報ネットワーク」メーリングリストの拡充・運用
7. 医療安全対策事業
《医療安全対策委員会》[委員会のもとに2部会を置く]
 - (1) 感染防止対策部会

- 1) 院内感染実態調査及び感染防止対策の調査・研究
 - 2) HIV マニュアル改訂
 - (2) 医療事故対策部会
医療事故実態調査及び事故防止対策の調査・研究
8. 会員の教育・研修及び倫理向上に関する調査研究事業
《倫理委員会》
会員の倫理向上に関する調査・研究
9. 情報の公開等適正管理及び情報管理に関する事業
《情報管理委員会》
- 1) 本会が保有する文書，図画，図面及び電磁的記録等の情報公開の管理，適正保管，ホームページの管理，データ更新
 - 2) 新情報をいち早く知って頂くために希望する会員への同報メールシステムを運用しているが，ホームページの内容の充実と関係団体，医療関係者等への情報提供の拡大

平成 23 年度予算 (案)

1. 収支予算書 (損益ベース) (平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで)

※前年度予算額は、23 年度の事業区分構成に準じ、当初予算を組み直して記載している。

(単位：円)

勘定科目	平成 23 年度予算額(案) (A)	前年度予算額 (B)	対前年度比較増△減 (A) - (B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取入会金			
受取入会金	510,000	510,000	0
② 受取会費			
受取会費	91,000,000	91,000,000	0
③ 受取寄付金等			
受取寄付金	30,000,000	55,000,000	△ 25,000,000
受取参加費	300,000	440,000	△ 140,000
④ 雑収益			
受取利息	25,000	150,000	△ 125,000
経常収益計	121,835,000	147,100,000	△ 25,265,000
(2) 経常費用			
事業費			
調査・研究、普及、教育研修事業	64,373,000	64,178,000	195,000
給与手当	8,500,000	7,960,000	540,000
退職給付引当金	113,000	178,000	△ 65,000
福利厚生費	40,000	25,000	15,000
会議費	710,000	930,000	△ 220,000
旅費交通費	7,100,000	5,675,000	1,425,000
通信運搬費	1,910,000	1,242,000	668,000
事務・消耗品費	900,000	656,000	244,000
印刷製本費	13,900,000	13,753,000	147,000
光熱水料費	180,000	89,000	91,000
家賃	2,000,000	1,264,000	736,000
原稿料	3,650,000	3,750,000	△ 100,000
諸会費	100,000	76,000	24,000
委託費	800,000	505,000	295,000
報酬	0	329,000	△ 329,000
常任理事会費	1,200,000	1,617,000	△ 417,000
総会・理事会費	600,000	0	600,000
ホームページ管理費	320,000	253,000	67,000
レセプト調査	8,000,000	6,700,000	1,300,000
日本臓器移植ネットワーク助成	5,100,000	5,100,000	0
調査・研究費	2,500,000	3,500,000	△ 1,000,000
シンポジウム開催費	3,500,000	3,000,000	500,000
研修セミナー開催費	1,000,000	3,000,000	△ 2,000,000
研修費	2,000,000	4,000,000	△ 2,000,000
雑費	250,000	576,000	△ 326,000
研究助成事業	33,166,000	40,268,000	△ 7,102,000
給与手当	4,250,000	5,861,000	△ 1,611,000
退職給付引当金	56,000	89,000	△ 33,000
福利厚生費	20,000	19,000	1,000

(単位：円)

勘定科目	平成23年度予算額(案) (A)	前年度予算額 (B)	対前年度比較増△減 (A) - (B)
会議費	30,000	0	30,000
旅費交通費	200,000	420,000	△ 220,000
通信運搬費	110,000	149,000	△ 39,000
事務・消耗品費	400,000	409,000	△ 9,000
印刷製本費	250,000	186,000	64,000
光熱水料費	90,000	65,000	25,000
家賃	1,000,000	930,000	70,000
謝金	150,000	0	150,000
諸会費	50,000	56,000	△ 6,000
委託費	400,000	372,000	28,000
報酬	0	242,000	△ 242,000
常任理事会費	600,000	1,191,000	△ 591,000
総会・理事会費	300,000	0	300,000
ホームページ管理費	160,000	186,000	△ 26,000
研究・助成費	25,000,000	30,000,000	△ 5,000,000
雑費	100,000	93,000	7,000
安全対策事業	13,233,000	14,581,000	△ 1,348,000
給与手当	2,125,000	1,929,000	196,000
退職給付引当金	28,000	45,000	△ 17,000
福利厚生費	10,000	6,000	4,000
会議費	1,120,000	1,270,000	△ 150,000
旅費交通費	1,100,000	2,265,000	△ 1,165,000
通信運搬費	250,000	549,000	△ 299,000
事務・消耗品費	500,000	335,000	165,000
印刷製本費	50,000	661,000	△ 611,000
光熱水料費	45,000	21,000	24,000
家賃	500,000	306,000	194,000
諸会費	25,000	18,000	7,000
委託費	200,000	122,000	78,000
報酬	0	80,000	△ 80,000
常任理事会費	300,000	392,000	△ 92,000
総会・理事会費	150,000	0	150,000
ホームページ管理費	80,000	61,000	19,000
システム管理費	4,400,000	6,090,000	△ 1,690,000
電子国土対応会員施設地図	0	200,000	△ 200,000
災害発生時対応諸経費	2,000,000	0	2,000,000
雑費	350,000	231,000	119,000
事業費計	110,772,000	119,027,000	△ 8,255,000
管理費			
給与手当	6,375,000	15,750,000	△ 9,375,000
退職給付引当金	85,000	134,000	△ 49,000
福利厚生費	30,000	50,000	△ 20,000
会議費	100,000	130,000	△ 30,000
常任理事会費	900,000	300,000	600,000
総会・理事会費	450,000	1,200,000	△ 750,000
旅費交通費	900,000	600,000	300,000
通信運搬費	150,000	400,000	△ 250,000
事務・消耗品費	600,000	1,100,000	△ 500,000
印刷製本費	150,000	500,000	△ 350,000

(単位：円)

勘定科目	平成23年度予算額(案) (A)	前年度予算額 (B)	対前年度比較増△減 (A) - (B)
光熱水料費	135,000	175,000	△ 40,000
家賃	1,500,000	2,500,000	△ 1,000,000
委託費	600,000	1,000,000	△ 400,000
報酬	600,000	650,000	△ 50,000
租税公課	5,000	5,000	0
慶弔費	50,000	50,000	0
諸会費	75,000	150,000	△ 75,000
ホームページ管理費	240,000	500,000	△ 260,000
雑費	150,000	250,000	△ 100,000
予備費	0	2,000,000	△ 2,000,000
管理費計	13,095,000	27,444,000	△ 14,349,000
経常費用計	123,867,000	146,471,000	△ 22,604,000
当期経常増減額	△ 2,032,000	629,000	△ 2,661,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用	0	0	0
経常外収益計			
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,032,000	629,000	△ 2,661,000
一般正味財産期首残高	253,820,000	253,191,000	629,000
一般正味財産期末残高	251,788,000	253,820,000	△ 2,032,000
II 正味財産期末残高	251,788,000	253,820,000	△ 2,032,000

平成 23 年度 通常総会報告

司会（田村事務局長）

ただ今より、社団法人日本透析医会通常総会を開催します。

総会に先立ちまして、本日の出席会員数についてご報告します。会員総数は 1,164 名、出席者総数は委任状 883 名を含めて 912 名となっています。したがって、本日の総会開催に必要な会員総数の過半数に達し、かつ本日の議決に必要な会員総数の 4 分の 3 以上の 874 名を上回っておりますので、定款第 13 条の理事及び監事の選任、同第 24 条の定足数、同第 26 条第 2 項の書面表決等及び同第 45 条の定款の変更に關し、本通常総会は成立いたします。

開会の挨拶（山崎会長）

本日はご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。昨年度を振り返ってみますと、いろいろなことがありました。最初に、4 月に行われた診療報酬改定は透析医会にとって大変重要な事柄で、懸案の水処理に関して、我々の思いとは違いましたが水質管理に 10 点加算されました。しかし一方で、診療報酬そのものに対する技術料が 32 点のマイナスでありました。包括されている ESA などの価格が下がっていることと併せてどのように評価するかは、かなり難しい問題と思います。それでもこの点数で済んだということは、それなりの成果だったと日本透析医会としては考えています。

今年度末、あらためて改定の時期となりますが、実際に医会としてどのような要望を出していくかはまだ検討中です。せっかく認可されたオンライン HDF などについて、広く、各施設でできるような工夫が必要かと思っています。とくにオンライン HDF に関しては、適応症の縛りなどを取り払ってもいいのではないかとこの要望をしていく考えでおります。

二つ目は、今回の大震災の被災地から大変ご苦労された先生方がお見えになっています。被災して閉鎖されたままの透析医療機関もまだ残っており、透析医会として今まで以上の支援を考えていますが、取りあえず被災された先生方のお見舞いと、もし時間があれば、その状況などについて後ほどお話しいただければ幸いです。いずれにしても、被災された皆さまにお見舞いを申し上げたいと思います。

三つ目は、日本透析医会だけではなく、わが国の透析に関して大きな役割を果たした先生方が亡くなられた年度でした。透析だけにかかわらず、CAPD も、移植までも、何と云っても日本の腎不全療法をリードしていた太田和夫先生が 7 月に亡くなられ、大変惜しまれるところです。秋には、日本透析医会が法人化されたときの最初の会長であった平澤先生がお亡くなりになりました。日本の透析医療に残した業績は数えられないほどありますが、新潟大学においでになった平澤先生が信楽園病院へ移られたのが、我が国の透析が広く普及した大きな理由の一つだろうと思っております。その後多くの方々が大学病院、公的機関から民間で透析をやり出したという先鞭を付けたのが平澤先生だと思っております。学術的にもう一つだけ追加させていただきますと、アルミニウム血症の問題が起こり、わが国の透析医療機関に RO が 100% 入ったのは先生の功績と思っております。そして日本の誇るべき透析の質の高さを担保されたと思います。鈴木満先生に関しては、どちらかという外へ出られる方ではなかったのですが、最後は日本医師会の常務理事をされ活躍されました。透析に関しての最大の功績は、途中でなくなってしまった時間区分の復活をしてくださったことだと思います。時間区分がなくなった時点で、透析の医療がかなり後向きになるのではないかと考えていた部分にストップがかかり、できることならまた前向きに進んでいけるのではと考えられるようになりました。

四つ目は、今日お話しいただく中で大変重要な部分です。今まで日本透析医会は公的な事業ということでは

いろいろやってきましたが、この度、国の方針で法人の見直しが行われております。日本透析医会も新法人として、公益法人の取得を目指していきたいと思っています。その中でとくに三つの事業を大きく掲げて、透析医療にとっての公的な役割を担っていきたいと考えています。

本日はご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。どうぞ実りのあるディスカッションをしていただいて、いろいろな点でご了解いただければ幸いです。それでは挨拶を終わります。ありがとうございます。

議長選出

鈴木正司 副会長を選出

議事録署名人選任

隈 博政 副会長

戸澤修平 常務理事 を選任

議 事

第1号議案 平成22年度事業報告及び財務諸表の承認を求める件

山川智之常務理事より「平成22年度事業報告」の説明があり、承認されました。

杉崎弘章専務理事より「平成22年度財務諸表」の説明の後、この件について今忠正監事より監査報告があり、全会一致により承認されました。

第2号議案 平成23年度事業計画及び予算の承認を求める件

山川智之常務理事より「平成23年度事業計画」の説明と杉崎弘章専務理事より「平成23年度予算」の説明があり、全会一致により承認されました。

第3号議案 役員の任期満了に伴う新役員の承認を求める件

山崎会長より、役員の退任、これに伴う新役員について説明があり、承認されました。

第4号議案 定款の変更（案）の承認を求める件

太田圭洋常務理事より、公益社団法人として認定を受けるための定款変更について説明があり、承認されました。

第5号議案 内部規程（案）制定の承認を求める件

太田圭洋常務理事より、公益社団法人への認定申請に必要な内部規定について説明があり、承認されました。

被災地からの報告

予定の第1号～第5号議案が終ったあと、東日本大震災を体験した先生からお話をいただいた。

■川口洋先生（いわき泌尿器科病院院長）

失礼させていただきます。福島県の浜通り、いわき市から参りました川口と申します。今回は透析医会の皆さま方、先生方にだいぶお世話になり、ありがとうございました。今回の震災に関しては、最終的には東京のほうに389名、新潟のほうに154名、千葉の鴨川のほうに45名の患者さんがお世話になりました。とくに東京都区部の透析医会災害情報ネットワークの秋葉隆先生、我々が新潟に行ったときに最もたくさん患者さんを透析し

ていただいた信楽園の鈴木先生、35, 36名ぐらいお世話になったと思います。この場を借りて御礼申し上げます。

いわき市の事情について、いくつかニュースでご存じかもしれませんが、岩手県あるいは宮城県はかなり大きな震災でした。福島県いわき市はそれほど大きな震災ではないとの情報が流れていますが、いわき市の場合は福島第一原子力発電所があることが、我々が動かなくてはならなかった大きな原因になっております。

というのは、3月11日の2時46分に震災が起きました。翌日の3月12日に第一原発第1号機の水素爆発が起きました。当初は、いわき市は原発から30~40キロ離れているので、よくテレビで見るような相馬市、原ノ町、双葉町という原発に非常に近いところとは若干事情が違ったのですが、やはり放射能に対する恐怖感が住民ならびに我々医療関係者の中にもありました。その翌々日の3月14日、月曜日に至っては、第3号機で水素爆発が起きました。翌日の3月15日には第4号機が発火してしまった。そうすると、いわき市の住民たちの中に、もうどんどん放射能に対する恐怖感が出てまいりました。

透析患者はどうかというと、インフラに関してはほとんど問題なかったのです。話は前後しますが、いわき市にはだいたい10の透析施設があります。基幹病院としては磐城共立病院があり、残りの九つは我々のような施設の医院です。透析患者さんは、いわき市の腎友会の統計で1,065名いました。その段階で千ちょっとの透析患者がいるだろうと私の頭の中にもありました。

インフラのほうは問題なかったのですが、ライフラインのほうがやられており、ガス、電気は問題なかったのですが、断水が続きました。断水が結構長く続いて、その後平均3~4週間の断水が続いています。3月11日以降の3~4日間は給水車を頼りに透析を回していました。ところが福島県、とくにいわき市の場合は、ちょっとこの辺は言っていないかわかりませんが、行政の対応が非常に遅いのです。給水車においても1トン、2トンの給水車で1日2回か3回しか来てくれない。これはどこの透析施設でもそうでしたが、結局、透析患者が回せなくなった。

もう1点、山崎先生にも申し上げたのですが、原発に対する恐怖感というのは一般の方より医療者のほうが強いのです。要するに、わかっているわけです。医師、看護師、テクニシャン、CEまで、われ先にと逃げてしまった。とくに磐城共立病院は基幹病院で医師が120人いたのが、水素爆発が起こった後は60人、看護師の数が500人ぐらいたのが250人になってしまった。これは共立病院だけではなくてそのほかの、いわゆるプライベートの透析施設でも、ひどい場合は、そこで患者さんを診なければならない医師までも逃げてしまったということがありました。看護師もいない、技師も逃げてしまったこともあり、結局、放射能の恐怖によるマンパワーの不足が非常に大きかったのです。いわゆる風評被害です。

いわき市の場合は直接的に放射能の影響は受けていませんが、風評被害が非常に大きかった。ガソリン不足のために患者さんの送迎ができないし、スタッフも病院に来られない状況が続きました。いわき市に入るには、だいたい郡山市か水戸市から入ってくるのですが、郡山、水戸からガソリンの供給がまったくない。腎友会の事務長に聞いたら、郡山でほとんどガソリン車が止まっていて、水戸のほうでもガソリン車が止まっている。ガソリン車の運転手がいわき市の中に行きたくない、放射能のあるところに行きたくないということで、結局ガソリンが不足してしまいました。風評被害に対するガソリン不足、マンパワーの不足というのが震災の後、原発の水素爆発の後にだんだん募ってきて、結局逃げざるをえない状況になってしまいました。

そこで一つ問題になったのが搬送です。ガソリンが無くて誰も来てくれないので、どう送っていいかわからない。今回は透析医会の先生方に、特に新潟ではお世話になりました。新潟は福島県の隣で、過去二つか三つぐらいの大きな地震を経験されていて、行政、新潟大学、透析医会の先生方のバックアップが非常に確立しておりますので、新潟には最初からお世話になろうと思っておりました。また、女子医大の秋葉先生。私は女子医大に15年ぐらいおり、女子医大に関しては信頼を抱いておりますので、東京都区部災害時透析医療ネットワークにお頼みしようというのはありました。もう一つ、千葉県鴨川市の亀田総合病院に45名がお世話になりました。非常に対応が早く、震災が起こってから2~3日の間ぐらいに亀田総合病院のほうから電話がありました。もちろん透析医会の災害情報ネットワークにもいろいろなコメントをいただきましたし、個人的にもメールをいただ

き、「うちへ来い」とよく言われていましたが、我々にとって一番大事なことは搬送でした。搬送に関しては亀田総合病院が一番早かったのです。こちらでバスを用意するから何とか患者を運べと言われ、バスを20台用意していただきました。そしてバス17台を東京のほうに、残りの2台を鴨川のほうに送りました。

新潟に関しては福島県の行政の対応が遅く、新潟県の行政は先ほど申しましたように非常に対応がよかったのです。福島県はいわゆる天災の少ないところで、対応にまだ慣れていないところがあり、福島県と新潟県の行政レベルでの折衝がうまくいかなかったため、新潟の先生方にもご迷惑を掛けましたが、最終的には福島県の災害対策本部からバスを7台用意していただいて新潟のほうに154名が移ってまいりました。これに関しては透析医学会の山崎先生、医学会の秋澤先生、日本腎臓学会の牧野先生に、福島県の佐藤知事に対して「できるだけ早く、いわき市や福島県の患者さんたちを他県に送ってくれ」という搬送嘆願書を出していただいたので、それがかなり効を奏したのかと思いますが、福島県から新潟県のほうに行くことができました。

今はだいたいそういう状況です。ただ、ちょっとご存じかもしれませんが、これはかなり見切り発車でした。私も初めての災害の経験ですし、どうしていいかわからないというのもありました。いわき市の患者が何人いるか調べたら、どうも1,000人ぐらいいる。1,000人いるなら1,000人頼もうという話になったのですが、最終的にいわき市から東京、鴨川、新潟に出た患者さんの数は605名、約半数でした。そのほかの方々は自主避難したり、高齢の方が多いので、いわき市に残りたいと在留された方もかなりいます。我々が移ってから約2カ月たちましたが、だいたい99%の患者さん方が、おかげさまで元気に帰ってこられました。

本当に皆さま方には大変ご迷惑をお掛けしました。透析患者の命を救っていただいたことに関しては非常に感謝しております。1人も亡くならずに助けていただいて本当にありがとうございました。とくに患者情報が不足しており、できるだけ患者情報、あるいは処方箋をと思ったのですが、電気も来ていない状況もあり、支援側の施設の先生方には本当にご迷惑を掛けたことをこの場を借りてお詫び申し上げます。いわき市の患者さん600名余を救っていただいて、本当にありがとうございました。

山崎先生、この機会を与えていただきましてありがとうございました。二度と災害に遭わないようにしたいと思いますが、いまだに余震がございます。あと、原発がどうなるかわからない。我々は少し落ち着きましたが、いわき市の放射能レベルは、まだ一般的なレベルと比べると少し高い、メルトダウンしているということで、今後また原発のほうでいろいろなことが起こり、また避難しなければならないとなると、また皆さまに方にご迷惑をお掛けするかもしれませんが、2度目、3度目は何とか1度目と比べて、皆さまにご迷惑を掛けないようにやっていきたいと思っております。本当にどうもありがとうございました。ならびに、患者さんの命を救っていただきましてありがとうございました。この場を借りて御礼申し上げます。

■岩淵國人先生（特定医療法人社団清和会理事長）

岩手県の場合は地震というよりも津波の被害が非常に大変で、釜石などはまだごみ処理もできていない状況です。透析関係で一番被災したと思われるのが陸前高田の松原クリニック、ここの前理事をされていた木川田典彌先生の経営されている施設でした。当日は私は東京におり、途中でわかったことですが、木川田先生も東京だったのです。翌日私は日本海経由でタクシーで帰ったのですが、木川田先生、もうちょっと早く言ってもらえれば一緒に帰れたと。翌日、ガンプロの車で帰ってこられた。

透析室は外見的には被害がなかったのですが、壁に一部ひびが入る、床に一部亀裂が入る、窓ガラスが何枚も割れ、老人保健施設と併設の透析施設だったのですが、停電と断水があり、やはり透析は無理だと。正確な数はわかりませんが、松原クリニックの患者さんは多分50~60人はおられたようです。大船渡気仙苑といいますか、地ノ森クリニックという診療所の透析室で引き受けたと聞いております。

確か2週間ぐらいで松原クリニックは再開できたのですが、当時はまだ水道が使えず給水車による透析、電気は自家発電で稼働させていたとのことでした。県内で、私自身が詳しくわかっていないところもあるのですが、透析患者で津波で流された人たちは多分1桁以内ではないかと思っております。ただ、スタッフが何人か流された、あ

るいはその家族がという話もいろいろ伝え聞いていますが、具体的な数字ははっきり存じておりません。

そのようなことで、私よりも赤塚先生が宮古市などを回られて、透析医会会長の後藤先生にも会われたというお話ですので、赤塚先生に振らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

■赤塚東司雄先生（赤塚クリニック院長）

実は私、盛岡からの帰りです。兵庫県透析医会から申先生と一緒に、視察と、お見舞いと、先ほど西岡先生からお話のあった義援金などを被害の大きかったところに渡そうということで行ってきました。津波に流された患者さんは宮古だけで16名いました。やはり悲惨で、本当に津波への教育をもっと強調しておけばよかったと今にして思います。

午後2時46分に地震があり、金曜日の午前中の透析患者さん方が1時頃にはみんな終わって、地震があって心配なので家に帰って、全員津波にさらわれて死んでしまった。透析が遅れて、宏人会のクリニックにいらっしゃった方は……失礼、今の話は宮古ではありません。石巻の話です。石巻の患者さんが16名、そういう形で津波にさらわれてしまった。それは、やはり津波が来るということを伝える手段がなかった。一気に停電してしまったので、津波が来るかどうかということを防災無線でワットと騒いでいるのですが、それがないとわからなかった。

逆に宮古は、後藤先生のところが自家発電機を持っていて、透析するには十分だったのですが、テレビで「津波が来るぞ」というのを宮古市街で後藤先生のところだけはわかっていたのです。それで患者さんたちに「動くな、帰るな、このままここにいるんだ」と残したおかげで、宮古では1人も出なかったという状況を聞いてまいりました。

宮古の市長さんのところ、田老地区も荒野のようになっていて、患者さんも含め誰一人生存している人がいないような状況になっていました。宮古の市長さんのご家族はみんな亡くなられ、家もないので1回も帰っておられず、2カ月以上ずっと市役所に詰めたままお仕事をされておられました。本当にあちらの被害のすごさは筆舌に尽くし難いものがあります。

松原クリニックの患者さん方の津波被害の件に関しては、盛岡で岩手医大の先生とお会いしたときに、実は岩手医大のほうでもまだ十分につかんでいらっしゃらないとお話を聞いております。岩手では、沿岸部の施設はいくつかやられました。内陸部の施設が十分に稼働していたので、沿岸部から内陸部へ人をたくさん送ることによって、何とかすべて解決することができたということでした。非常に大きな働きをみんなでやることができ、何とか無事収束、今も収束に向かっていとお聞きしております。

今後は、やはり患者さん方に津波の教育を、どう考えても東北地方で今後津波が起きないことはありえないので、もっと教育に力を注ぐべきだということに関係者の皆さんも同じようにお考えでした。

あまりまとまった話ではなく、聞いてきたばかりで自分の頭の中で十分整理できておらず、このような話しかできません。失礼いたしました。

閉会の辞（議長）

ありがとうございます。非常に生々しいお話をお三方から伺いました。

今日の本来的な目的は通常総会ということで、第1号議案から第5号議案までご審議いただき、滞りなく表決、ご賛同いただきました。予定の時間を5分ほど過ぎましたが、建設的なご意見を多々いただき、またスムーズな進行にご協力いただきましてありがとうございます。これで通常総会を終了させていただきます。

社団法人 日本透析医会議事録

- 1. 会議の種類 平成 23 年度 通常総会
- 1. 開催場所 ホテルマイステイズ御茶ノ水 ホール A (東京都千代田区神田淡路町 2-10-6)
- 1. 開催日時 平成 23 年 5 月 15 日 (日) 14 時 00 分～15 時 40 分
- 1. 会員総数 1,164 名
- 1. 出席会員数 912 名 内訳 本人出席 29 名 書面出席 883 名

1. 議事の経過

定足数報告

開会に先立ち、事務局長 田村峰夫氏から「本日の通常総会出席会員数は、定足数を満たしたので有効に成立した。」旨、告げられた。

初めに会長 山崎親雄氏から東日本大震災における被災者に対するお見舞い、当医会及び関係者による支援活動に対する労いと当医会が実施している透析医療の公益性に鑑み公益社団法人移行に向けて準備している旨の挨拶があり、引き続き本日の総会議長の選出が諮られ、満場一致をもって副会長 鈴木正司氏が選任された。

議事録署名人の選出

鈴木議長は議案審議に先立ち、議事録署名人について下記の 2 名を指名し議場に諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

副会長 隈 博政 常務理事 戸澤修平

引き続き議案の審議に入った。

第 1 号議案 平成 22 年度事業報告及び財務諸表の承認を求める件

常務理事 山川智之氏から総会資料に基づき事業報告について 1. 会議 2. 委員会 3. 会務報告の順に説明があり、併せて専務理事 杉崎弘章氏から財務諸表について詳細な説明が行われた。引続いて監事 今忠正氏から「平成 22 年度決算の監査結果は妥当であった。」旨、報告されたのち、議長による採決が行われ満場一致で承認された。

第 2 号議案 平成 23 年度事業計画 (案) 及び予算 (案) の承認を求める件

常務理事 山川智之氏から総会資料に基づき平成 23 年度事業計画 (案) の概要の説明があり、続いて専務理事 杉崎弘章氏から予算 (案) の説明が行われたのち、議長による採決が行われ原案どおり満場一致で承認された。

第 3 号議案 役員の任期満了に伴う新役員の承認を求める件

会長 山崎親雄氏から「任期満了に際して、藤見惺理事、松田鈴夫理事、江尻一成理事及び川島周理事の 4 氏の退任と、後任に西岡正登氏及び沼田明氏を選任し、それ以外の理事の方々は、再任とする。また、監事は、今忠正氏及び伊原美好氏が引き続き留任する。併せて、退任された藤見惺氏、松田鈴夫氏、江尻一成氏及び川島周氏の 4 氏については、顧問に選任したい。」旨、提案があり、別添議案のとおり全員異議なく承認された。

第4号議案 定款の変更(案)の承認を求める件

常務理事 太田圭洋氏から公益社団法人への移行認定申請に伴い、定款の変更を要することから、総会資料に基づき定款の変更(案)の各条文について説明が行われたのち、議長による採決が行われ原案どおり満場一致で承認された。

第5号議案 内部規程(案)制定の承認を求める件




常務理事 太田圭洋氏から移行認定申請に当たり、総会資料に基づき役員の報酬等及び費用に関する規程(案)について説明が行われたのち、議長による採決が行われ原案どおり満場一致で承認された。

15時40分をもって通常総会の議案総てを終了し、議長は閉会を宣し解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長並びに議事録署名人がこれに署名押印する。

平成23年5月15日

社団法人 日本透析医会 通常総会

議 長	鈴木正司	
議事録署名人	隈博敏	
同	戸澤修平	

(社) 日本透析医会 役員名簿

役 職 名	氏 名	現 職
会 長	山 崎 親 雄	特定医療法人衆済会 増子クリニック 院長
副 会 長	鈴 木 正 司	社会福祉法人新潟市社会事業協会 信楽園病院 顧問
専務理事	隈 博 政	医療法人明楽会 理事長 (くまクリニック)
常務理事	杉 崎 弘 章	医療法人社団心施会 理事長 (八王子東町クリニック)
	山 川 智 之	特別・特定医療法人仁真会 理事長 (白鷺病院)
	太 田 圭 洋	社会医療法人名古屋記念財団 理事長 (名古屋記念病院)
	戸 澤 修 平	医療法人社団北辰 理事長 (クリニック1・9・8 札幌)
	篠 田 俊 雄	社会医療法人河北医療財団 河北総合病院 透析センター長
理 事	井 形 昭 弘	名古屋学芸大学 学長
	山 下 眞 臣	社団法人日本国民年金協会 顧問
	澤 宏 紀	元国立健康・栄養研究所 所長
	前 田 憲 志	医療法人有心会 理事長 (大幸砂田橋クリニック)
	秋 澤 忠 男	昭和大学医学部腎臓内科 教授
(北海道)	大 平 整 爾	医療法人社団東桑会 札幌北クリニック 院長
(東 北)	関 野 宏	医療法人宏人会 理事長 (中央クリニック)
(東 北)	村 上 秀 一	医療法人三良会 理事長 (村上新町病院)
(関 東)	吉 田 豊 彦	医療法人社団誠仁会 理事長 (みはま病院)
(関 東)	黒 田 重 臣	くろだ明大前クリニック 院長
(関 東)	秋 葉 隆	東京女子医科大学腎臓病総合医療センター血液浄化療法科 教授
(甲信越)	土 屋 隆	医療法人輝山会 理事長 (輝山会記念病院)
(中 部)	指 出 昌 秀	医療法人社団一秀会 理事長 (指出泌尿器科)
(関 西)	西 岡 正 登	特定医療法人社団五仁会 理事長 (住吉川病院)
(関 西)	青 木 正	社会福祉法人京都社会事業財団 にしがも透析クリニック 院長
(中 国)	土 谷 晋一郎	特定医療法人あかね会 理事長 (土谷総合病院)
(中 国)	山 下 達 博	医療法人社団博寿会 理事長 (山下医院)
(四 国)	沼 田 明	医療法人社団 海部医院 泌尿器科部長
(九 州)	新 里 健	医療法人社団健昌会 理事長 (新里クリニック浦上)
監 事	今 忠 正	医療法人社団東桑会 理事長 (札幌北クリニック)
	伊 原 美 好	公認会計士
名誉会長	稲 生 綱 政	特定医療法人大坪会 東和病院 名誉院長

公益社団法人移行認定申請にむけて

平成23年 月 日

内閣総理大臣
菅 直 人 殿

社団法人 日本透析医会
会長 山 崎 親 雄

移行認定申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条の規定による認定を受けたいので、同法第103条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 主たる事務所の所在場所
〒101-0041
東京都千代田区神田須田町1丁目15番2号 淡路建物ビル2階
- 2 従たる事務所の所在場所
なし
- 3 公益目的事業を行う都道府県の区域
全国
- 4 公益目的事業の種類及び内容
公1 人工透析療法に関する調査・研究、普及、教育研修事業
公2 人工透析療法に関する研究助成事業
公3 人工透析療法に関する安全対策事業
- 5 収益事業等の内容
なし
- 6 認定を受けた後の法人の名称
公益社団法人日本透析医会
- 7 旧主務官庁の名称
厚生労働省

公益事業内容と各種委員会の位置づけ

公益事業内容	各種委員会
<p>公1 人工透析療法に関する調査・研究，普及，教育研修事業</p> <p>1. 透析医療の適正化に関する調査・研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適正な透析療法の事例検討及び透析療法の質的向上と標準化を目的とする調査・研究 ● マニュアル・ガイドライン（小冊子）の作成 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ● 適正な透析医療経済に関する調査・研究としてレセプト（診療報酬明細書）分析調査 <p>2. 適正な人工透析療法の普及事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医会雑誌の発行 ● ホームページの開設，データの更新 <p>3. 腎臓病（腎移植普及を含む）対策事業</p> <p>4. 人工透析療法にかかわる医療従事者の教育研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 透析医療従事者教育研修会（シンポジウム，セミナー）の開催 ● 地域医療システム確立のための都道府県単位で開催される研修会の支援 	<p>適正透析医療普及推進委員会</p> <p>（適正透析導入部会 維持透析療法部会 適正透析普及部会 医療廃棄物対策部会 在宅血液透析部会）</p> <hr/> <p>適正医療経済・制度調査研究委員会</p> <hr/> <p>広報委員会 情報管理委員会</p> <hr/> <p>CKD（慢性腎臓病）対策委員会</p> <hr/> <p>研修委員会</p>
<p>公2 人工透析療法に関する研究助成事業</p> <p>公募研究助成事業</p>	<p>研究助成審査委員会</p>
<p>公3 人工透析療法に関する安全対策事業</p> <p>1. 災害時における国，地方公共団体等が行う腎不全医療に関する安全対策への協力事業</p> <hr/> <p>2. 医療安全対策事業</p>	<p>災害時透析医療対策委員会</p> <hr/> <p>医療安全対策委員会</p> <p>（感染防止対策部会 医療事故対策部会）</p>

第4号議案

社団法人日本透析医会定款改定新旧対照表

旧《現 行》	新《改 定 案》
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名称) 第1条 本会は、社団法人日本透析医会と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区神田須田町1丁目15番地に置く。 2 本会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要の地に置くことができる。</p> <p>(目的) 第3条 本会は、適正な人工透析療法の普及、技術の向上及び関係者の教育研修を行うとともに、腎不全対策の推進のための事業を行い、もって会員の倫理の昂揚及び資質の向上並びに国民の保健・福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 人工透析療法の導入及び継続に関しその適正化を図るための事例検討その他の調査研究を行うこと。 (2) 人工透析療法に関する医療従事者の教育及び研修を行うこと。 (3) 人工透析療法の安全性及び有効性の向上に関する調査研究を行い、及び助成すること。 (4) 合併症を有する腎不全患者に対し医療の確保を図るための調査研究を行い、及び助成すること。 (5) 腎不全予防、腎移植その他腎不全対策の推進のため、国、地方公共団体等が行う活動に協力すること。 (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名称) 第1条 本会は、公益社団法人日本透析医会と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。 2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要の地に置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第3条 本会は、適正な人工透析療法を普及し、技術及び安全性、有効性の向上を図り、関係者の教育研修を行うとともに、腎不全対策の推進並びに災害時における透析医療の確保に資する事業を行い、もって国民の保健・福祉向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 本会は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 人工透析療法の導入及び継続に関し、その適正化を図るための事例検討、その他の調査研究及びその普及 (2) 腎不全予防、腎移植その他腎不全対策の推進のため、国、地方公共団体等が行う活動に協力 (3) 人工透析療法に関する医療従事者の教育及び研修 (4) 人工透析療法の安全性及び有効性の向上並びに腎不全医療の推進に関する調査研究に対する助成 (5) 災害時における透析医療の確保を図るため、災害時情報ネットワークを運用し、国、地方公共団体等が行う支援活動に協力 (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。</p>

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する医師をもって民法上の社員とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会しようとする者は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会費等)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、出席した会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 会 員

(会員)

第5条 本会は、本会の事業に賛同する医師であって、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

2 入会は、総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において出席した会員の3分の2以上の決議によって、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対して決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたとき。

(抛出金品の不返還)

第4章 総会

(種別)

第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第21条 通常総会は、毎年2回開催する。
2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって、招集の請求があったとき。
(3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第22条 総会は、会長が招集する。
2 会長は、前条の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第11条 前条により会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。
2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。
3 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
2 通常総会は、毎年度5月に開催する。
3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 会員の5分の1以上から、会議の目的事項及び召集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。
(3) 第23条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 会長は、前条第3項各号による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名
(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印をしなければならない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

理事 21人以上30人以内

監事 2人又は3人

2 理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長、1人を専務理事、5人以内を常務理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によりこれを定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事の1人とその親族、その他特別の利害関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、互いに親族、その他特別の利害関係にある者であってはならない。

通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第18条 総会の決議は、この定款に規定するものを除き、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、若しくは他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人(2名以上)に選任された理事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 21名以上30名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1人を会長、2人以内を副会長、1人を専務理事、5名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長、専務理事並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において理事会は、会長の選定を総会に付議し、

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統括する。

4 常務理事は、理事会の議決に基づき、本会の常務を分担処理する。

5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は厚生労働大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは第4章又は第5章の定めにかかわらず、総会又は理事会を招集すること。

(任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときには、総会において、出席した会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認

その決議の結果を参考にすることができる。

3 監事は、本会の理事及び本会の使用人であってはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

4 理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない、監事についても同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序により、その業務執行の職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。

5 常務理事は、本会の業務を分担執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事の職務執行に関し、不正行為、又は法令若しくは定款に違反する事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求すること。若しくは法令の定めるところにより、直接理事会を招集すること。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

められるとき。

- (2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 会長が必要と認めるとき。
(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 役員は、総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、3分の2以上の議決に基づいて行われなければならない。

(報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決により別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
(2) 規則の制定、変更及び廃止
(3) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
(4) 理事の職務の執行の監督
(5) 会長及び副会長、専務理事並びに常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第29条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年度5月に開催する。
3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
(1) 会長が必要と認めるとき。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その請求のあった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数等)

第33条 理事会については、第24条から第27条までの規定を準用する。

第5章の2 常任理事及び常任理事会

(常任理事)

第33条の2 本会に、常任理事9人以内を置くことができる。

2 常任理事は、理事の互選によって選出する。

3 常任理事は、常任理事会を組織し、理事会から委

(2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 第23条第6項第4号及び5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が召集したとき。

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その請求のあった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を記載した書面をもって、7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第32条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、特別の利害関係を有する理事を除く出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び監事は、これに記名押印する。

第7章 常任理事及び常任理事会

(常任理事)

第36条 本会に、常任理事9人以内を置く。

2 常任理事は、理事の互選によって選出する。

3 常任理事は、常任理事会を組織する。

(常任理事会)

任された事項及び緊急に処理すべき事項を議決する。

- 4 常任理事については、第 15 条、第 16 条並びに第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(常任理事会)

第33条の3 常任理事会は、会長及び常任理事をもって構成する。

- 2 常任理事会は、次の場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 常任理事現在数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。
- 3 常任理事会は、会長が招集する。
- 4 会長は、第 2 項第 2 号により請求があったときは、その請求のあった日から 14 日以内に常任理事会を招集しなければならない。
- 5 常任理事会において議決した事項は、理事会に報告し、その承認を求めなければならない。
- 6 常任理事会については、第 31 条第 3 項、第 32 条及び第 33 条の規定を準用する。
- 7 その他常任理事及び常任理事会に関し必要な事項は、総会において、別に定める。

第 6 章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

- 第34条** 本会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。
- 2 名誉会長は、会長に対し必要な助言を行う。
 - 3 顧問は、会長の諮問に応じ必要な助言を行う。
 - 4 名誉会長及び顧問は、無給とする。
 - 5 顧問に関する事項は、総会の承認を経て会長が別に定める。

第 7 章 財産及び会計

(財産の構成)

- 第35条** 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 入会金及び会費
 - (2) 寄付金品
 - (3) 財産から生じる収入
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) その他の収入

第37条 常任理事会は、常任理事をもって構成し、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議する。

- 2 常任理事会は、次の場合に開催するものとし、会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 常任理事現在数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

- 3 会長は、前項第 2 号により請求があったときは、その請求のあった日から 14 日以内に常任理事会を招集しなければならない。

- 4 常任理事会については、第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条の規定を準用する。

- 5 その他、常任理事及び常任理事会に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 8 章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

- 第38条** 本会に、名誉会長 1 名以上 3 名以下及び顧問 30 名以内を置くことができる。
- 2 名誉会長は、会長に対し必要な助言を行う。
 - 3 顧問は、会長の諮問に応じ必要な助言を行う。
 - 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。
 - 5 顧問に関する事項は、総会の承認を経て会長が別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(財産の構成)

- 第39条** 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 入会金及び会費
 - (2) 寄付金品
 - (3) 財産から生じる収入
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) その他の収入

(財産の管理)

第36条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において、出席した会員の3分の2以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第41条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、出席した会員の3分の2以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第42条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産の管理・運用)

第40条 本会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受け、かつ、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の議決を経て総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受け、その事業年度終了後3ヶ月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれ

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第46条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第47条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

らに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第45条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、第48条の規定を除き、総会において4分の3以上の決議により変更することができる。

2 公益認定法第11条第1項に掲げる事項を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく内閣総理大臣に届け出なければならない。

(解散)

第47条 本会は、一般社団法人・財団法人法第148条に定める事由によるほか、総会において会員総数の4分の3以上の議決により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会において会員総数の4分の3以上の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会において会員総数の4分の3以上の議決

第 8 章 事務局

(設置等)

第43条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第44条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第 10 章 補 則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、本会の設立許可のあった日から施行

を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 事務局

(設置等)

第51条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第52条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び職員の名簿
- (3) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画及び収支予算に関する書類
- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (10) 監査報告書
- (11) その他必要な帳簿及び書類

第 13 章 補 則

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

<p>する。</p> <p>2 本会の設立当初の役員は、第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 64 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>3 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 38 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。</p> <p>4 本会の設立初年度の会計年度は、第 42 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 63 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>附 則</p> <p>この定款の一部変更は、厚生大臣の認可のあった日（平成 12 年 9 月 8 日）から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この定款の一部変更は、厚生労働大臣の認可のあった日（平成 13 年 7 月 13 日）から施行する。</p>	<p>2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>3 本会の最初の会長は、山崎親雄とする。</p>
---	---

第5号議案

公益社団法人 日本透析医会 役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本透析医会（以下「本会」という。）の定款第26条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員は、非常勤とする。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、報酬等は支給しない。

(費用)

第4条 本会は、役員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2. 役員には、出張に要する交通費、旅費（宿泊費を含む）を、別に定める旅費規程により支給することができる。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。